

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和8年度の地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。
令和8年6月30日

長崎県知事 平田 研

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため	金堀町第1 西山一丁目第1 片淵四丁目	令和8年6月30日から 令和9年3月31日まで
		浜口町 岩見町第1 宝栄町 春木町第1 坂本一丁目 千々町第2 富士見町 若草町 石神町 扇町	令和8年4月7日から 令和9年3月31日まで
島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	白山第10・霊丘第4・森岳第1(残部) 霊丘第5 霊丘第6・森岳第2 霊丘第7	
諫早市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	久山第4の2 破籠井第2 真崎	
平戸市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	大久保第12 大久保第13 川内B 草積C 草積D 大石脇F 前津吉C	
対馬市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進を図るため	樫根第1 樫根第2 嵯峨第3 貝鮒第1 比田勝第1 比田勝第2 久和第1 久和第2	
	地籍の明確化により、森林施策の円滑化を図るため	佐志賀第2 佐志賀第3 嵯峨第2 嵯峨第4 貝鮒第2 貝鮒第3 佐護東里第3 佐護東里第4	
五島市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	小泊第五 増田第五 野々切第一 野々切第五 野々切第六 幾久山第三 幾久山第四 福江第1	
南島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	須川東第1 須川東第2	
	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	野田第6(一部) 野田第6(残部) 津波見第1(一部) 津波見第1(残部) 津波見第2(一部)	
			令和8年5月26日から 令和9年3月31日まで